

神戸学院大学発明規則(2014年4月1日制定)の全部を改正する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、神戸学院大学(以下「本学」という。)の職員等が職務により行った発明等、著作物及びノウハウの取り扱いに関する事項を定め、研究意欲の向上を図ると共に、研究成果を社会に還元することにより、社会貢献を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則における用語については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発明等」とは、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる意匠の創作、回路配置利用権の対象となる回路配置の創作及び育成者権の対象となる品種の育成をいう。
- (2) 「特許権等」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 特許、実用新案登録、意匠登録、回路配置登録及び品種登録を受ける権利
  - イ 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び育成者権
- (3) 「特許出願等」とは、発明等に関して権利保護に必要な特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、回路配置登録申請及び品種登録出願をいう。
- (4) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。
  - ア 本学と雇用関係のある全ての者(常勤・非常勤を問わない。)
  - イ 本学の客員教員、研究員、学生及び研究生であって、この規則の適用を受けることに同意している者
  - ウ その他、本学への受入に際し、発明等の取り扱いについて、この規則の適用を受けらるることに同意している者
- (5) 「発明者等」とは、発明等を行った職員等をいう。
- (6) 「職務発明等」とは、職員等が行った発明等で、本学が支給若しくは管理している資金を使用して行った研究又は本学が管理する施設設備、装置、その他の資源を使用し、かつ、その発明等を行うに至った行為が本学における当該職員等の現在又は過去の職務に属する発明等をいう。
- (7) 「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美

術又は音楽の範囲に属するものをいう。

- (8) 「著作権」とは、著作権法に規定する権利をいう。
- (9) 「著作者人格権」とは、著作権法に規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。
- (10) 「著作者」とは、著作物を創作した職員等をいう。
- (11) 「職務著作物」とは、プログラムの著作物にあつては、職員等が本学からあらかじめ具体的な指示を受けて職務上作成するものをいい、プログラムの著作物以外の著作物にあつては、職員等が本学からあらかじめ具体的な指示を受けて職務上作成するもので本学が自己の著作の名義の下に公表するものをいう。
- (12) 「職務関連著作物」とは、本学が支給若しくは管理している資金を使用して行った研究又は本学が管理する施設設備、装置、その他の資源を使用して行った研究につき、職員等が作成した著作物(ただし、学術論文、個人名義の出版物、講演及びそれらに付属する実験データの図表等は除く。)であつて、職務著作物以外のものをいう。
- (13) 「ノウハウ」とは、秘密性を有し、適当な形で特定・識別され、かつ財産的な価値を持つ一群の技術情報であつて、発明等又は著作物には包含されないものをいう。
- (14) 「案出者」とは、職務関連ノウハウを案出した職員等をいう。
- (15) 「職務関連ノウハウ」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 共同研究契約、受託研究契約その他の契約により本学が承継すべきノウハウ
  - イ 職員等が案出したノウハウであつて、学校法人神戸学院(以下「本法人」という。)が承継する特許権等又は著作権に関連して案出され、当該特許権等又は当該著作権を活用する上で必要なノウハウ
  - ウ 本学が支給若しくは管理している資金を使用して行った研究又は本学が管理する施設設備、装置、その他の資源を使用して行った研究により、職員等が案出したノウハウであつて、第三者に有償又は無償にて譲渡又は使用許諾するノウハウ

(発明審議委員会)

第3条 発明等、著作物及びノウハウに関する事項を審議するため、本学に神戸学院大学発明審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関することは、別に定める神戸学院大学発明審議委員会規程による。

## 第2章 権利の帰属、届出及び管理等

### 第1節 特許権等

(権利の帰属)

第4条 本法人は、職員等が行った発明等のうち、職務発明等に係る特許権等を承継する。  
ただし、特許権等を承継する必要がないと本学が認めたときは、当該職務発明等の発明者等に帰属させることができる。

(発明等の届出)

第5条 発明者等は、職務発明等を行ったときは、速やかに学長に発明届出書を提出しなければならない。発明者等が2人以上あるときは、当該発明届出書に代表者を記入する。

2 学長は、前項の発明届出書を受理したときは、速やかに当該発明者等にその旨を通知する。

(権利の承継)

第6条 委員会は、学長が前条第1項の発明届出書を受理したときは、当該職務発明等に係る特許権等を本法人が承継するか否かについて審議し決定する。

2 委員会は、速やかに前項の審議及び決定内容を学長に報告する。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、当該特許権等の承継に関する承認を行い、権利の承継に関する決定通知書により、速やかに当該職務発明等の発明者等に第1項の決定内容を通知する。

4 職務発明等について出願等が急を要するものであるときは、委員会の委員長の決定の後、学長の承認により出願等することができる。

(権利の譲渡)

第7条 発明者等は、本法人が特許権等を承継する旨の決定通知を受けたときは、速やかに権利譲渡書を本法人に提出しなければならない。

(権利の取得及び管理)

第8条 本法人は、特許権等を承継したときは、正当な理由がない限り、直ちに届出等するものとする。ただし、本法人が委員会の議により当該特許権等を届出等する前に第三者に譲渡することを決定したときは、この限りではない。

2 本法人は、前項の規定により行った届出等について、原則として、審査請求等の権利化、登録後の権利維持及び権利活用(第三者への実施許諾又は権利譲渡等)を積極的に図るものとする。

3 発明者等は、第1項及び前項の手続きに協力しなければならない。

4 第1項及び第2項に係る諸費用は、本法人の負担とする。

5 第2項の規定にかかわらず、本法人は、委員会の議を経て、特許権等を放棄又は当該特許権等の発明者等に譲渡することができる。本法人は、委員会の議により当該発明者等に

特許権等を譲渡するときは、譲渡に伴う名義変更、移転登録、その後の権利化及び権利維持に必要な手続きは当該発明者等が行うものとし、それらに要する費用は当該発明者等の負担とする。

(発明者等の出願等の制限)

第9条 職務発明等を行った発明者等は、当該職務発明等に係る特許権等を本法人が承継しない旨の決定通知を受けた後でなければ、当該特許権等について、特許出願等、実施許諾又は権利譲渡等してはならない。

(発明者等への特別措置)

第10条 本法人は、起業等により自らの職務発明等に係る当該特許権等を活用することにより研究成果の普及を推進しようとするときは、当該職務発明等の発明者等への権利譲渡等について特別な措置を講じることができる。

(異議申立)

第11条 発明者等は、第6条第3項の承認に対し不服があるときは、第6条第3項及び第4項の通知を受けた日から起算して3週間以内に、異議申立書により、学長に異議申立をすることができる。

- 2 学長は、前項の異議申立を受理したときは、異議申立受理通知書により、当該発明者等に異議申立を受理した旨を通知する。
- 3 委員会は、学長が第1項の異議申立を受理したときは、当該異議申立の可否について審議し決定する。
- 4 委員会は、直ちに前項の審議及び決定内容を学長に報告する。
- 5 学長は、前項の規定による委員会の報告を受けたときは、当該決定に関する承認を行い、異議申立に関する決定通知書により、速やかに当該発明者等に当該承認内容を通知する。

## 第2節 著作権

(職務著作物の帰属)

第12条 職務著作物の著作者は本法人とし、その著作者人格権及び著作権は、本法人に帰属する。

(職務関連著作物の帰属)

第13条 職務関連著作物に関する著作者人格権及び著作権は、当該職務関連著作物を創作した著作者に帰属する。

- 2 前項の著作者は、職務関連著作物に関する著作権の権利活用(第三者への利用許諾又は権利譲渡等)を行う必要が生じたときは、本法人は、前項の著作者より当該著作権の譲渡を

受けることができる。この場合、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条第2項から第5項、第9条及び第10条の規定を準用する。

3 第1項の著作者は、本法人に当該職務関連著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

4 第1項の著作者は、第2項で準用する第6条第3項の承認に不服があるとき、第11条に準じて異議申立をすることができる。

(職務関連著作物の管理)

第14条 著作者は、職務関連著作物を自己の責任において適正に管理しなければならない。

### 第3節 ノウハウ

(ノウハウの帰属)

第15条 ノウハウは、原則として案出者に帰属する。

(職務関連ノウハウの帰属)

第16条 本法人は、職務関連ノウハウを特定・識別した範囲で承継する必要が生じたとき、当該職務関連ノウハウを承継することができる。この場合、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条第2項から第5項、第9条及び第10条の規定を準用する。

2 第1項の案出者は、第2項で準用する第6条第3項の承認に不服がある場合は、第11条に準じて異議申立をすることができる。

(ノウハウの管理)

第17条 案出者は、職務関連ノウハウを自己の責任において適正に管理しなければならない。

## 第3章 補償金

(発明者等への補償)

第18条 本法人は、発明者等から職務発明等に係る特許権等、著作者から職務関連著作物に係る著作権又は案出者から職務関連ノウハウを承継した場合は、当該発明者等、著作者又は案出者に対し、神戸学院大学発明等補償金支払要項に従い補償する。

## 第4章 雑則

(守秘義務)

第19条 発明者等、著作者及び案出者並びに発明等、著作権及びノウハウの内容を知り得た職員等は、当該発明等、著作権及びノウハウの内容並びにこれらに係る情報について、必要な期間、その秘密を守らなければならない。また、職員等の身分を失った後においても同様とする。

(所管)

第20条 この規則に関する業務の事務は、研究支援グループが行う。

(規則の改廃)

第21条 この規則の改廃は、委員会及び評議会の議を経て学長が行う。

附 則(2018年4月1日)

- 1 この規則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 神戸学院大学著作物等取扱規則(2011年4月1日制定)は廃止する。